

自動融資サービス（カードローンサポートプラス）規定

借主は、本規定の各条項を承認すると共に、株式会社滋賀ディーシーカード（以下、「保証会社」といいます。）の保証による自動融資サービス（カードローンサポートプラス）契約（以下、「本契約」といいます。）に基づいて、当座貸越取引（以下、「本取引」といいます。）および本取引に付随する普通預金取引を行う場合には、本規定の各条項を遵守するものとします。

第1条（契約の成立）

本契約は、借主からの株式会社滋賀銀行（以下「銀行」といいます。）所定の申込書または現金自動預入支払機、電話、インターネット等により申込みすることができ、銀行が本人と確認し、この契約をすることを適当と認めた場合に成立します。銀行は、本契約が成立した場合、契約内容確認書を借主に交付します。

なお、本契約申込時に銀行所定のカードローン契約が既にある場合はお申込みができません。ただし第16条の方法により本人確認を行い契約済のカードローンの解約の申込みを受付けた場合はその限りではありません。

第2条（取引の方法）

- (1) 本取引は本契約に基づき銀行の国内本支店に開設される「カードローン専用口座」（以下、「ローン専用口座」といいます。）を使用する当座貸越取引とし、借主は、本取引を重複して利用することはできないものとします。ただし、銀行が認めた場合についてはこの限りではありません。
- (2) 借主は、第4条に定める契約極度額を超えない範囲で、第3条に定める契約期限内において、繰り返し追加して借入できるものとします。ただし、第10条に基づいて新規借入が停止され、または、第11条に基づいて本契約が終了した場合は、この限りではありません。
- (3) 借主は、以下の方法により本取引を行うことができるものとします。
 - ① 本契約規定による当座貸越取引はローン専用口座の「返済用預金口座」に付帯し、その「返済用預金口座」で行うものとします。
 - ② 借主が本契約の申込時に「返済用預金口座」として指定した預金口座のキャッシュカードを別に定めるキャッシュカード規定に定める方法もしくは、第8条に定める自動融資によるものとします。
- (4) 借主が本契約に基づいて銀行に対して負担する一切の債務を「本債務」といい、本契約に基づく未払利息、遅延損害金、および、当座貸越元金の合計額を「借入残高」といいます。

第3条（契約期限）

- (1) 本契約の期限（以下、「契約期限」といいます。）は、契約成立日からその3年後の応当月の月末（当日が銀行休業日の場合はその翌営業日）とします。
- (2) 契約期限の30日以上前にいずれの当事者からも書面により契約期限を延長しない旨の申し出がない場合、契約期限は更に3ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。
- (3) 契約期限の30日以上前に当事者の一方から書面により契約期限を延長しない旨の申し出がなされた場合、本契約は契約期限に解約されるものとし、この場合の取扱いは次のとおりとします。
 - ① 借主は、本規定の定めによらず、契約期限までに本債務全額を返済するものとします。

- ② 借主は契約期限の翌日以降、新たに本契約に基づく借入を受けることはできないものとします。
- ③ 契約期限までに本債務全額の返済が無い場合には、銀行は保証会社より代位弁済を受けるものとします。
- (4) 借主が満70歳に達したときは、銀行はいつでも新たな貸越取引を中止し、またはこのローン口座を解約することができるものとします。このとき、借主への事前通知は要しないものとします。

第4条（契約極度額）

- (1) 本契約の当初契約極度額は、契約内容確認書記載の契約極度のとおりとします。なお、銀行がやむを得ないものと認めて契約極度額を超えて当座貸越を行った場合にも、本規定の定めが適用されるものとします。
- (2) 本契約の契約極度額の増額は、借主からの銀行所定の申込書または現金自動預入支払機、電話、インターネット等により申込みすることができ、銀行が本人と確認し、この契約をすることを適当と認めた場合に成立します。銀行は、本契約が成立した場合、変更後の極度額等を記載した契約内容確認書を借主に交付します。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、銀行は審査のうえ適当と認めた場合は、契約極度額を増額できるものとします。この場合、銀行は増額後の極度額および変更日等を記載した契約内容確認書を借主に交付します。ただし、借主が増額を希望しない場合には、増額を中止できるものとします。
- (4) 銀行は、次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、借主に通知することなく契約極度額とは別に定める利用限度額を減額（利用限度額を0円にすることを含みます。）することができるものとします。また、利用限度額が減額された場合、借主は、当座貸越元金が減額後の利用限度額未満になるまで追加の借入はできません。
 - ① 借主が本規定に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - ② 借主の信用状況に関する審査等により、銀行または保証会社が利用限度額の減額が必要と認めたとき。
- (5) 前項により利用限度額が減額となった場合であっても、銀行は、借主の信用状況に関する審査等により、銀行および保証会社が相当と認めた場合、当初契約極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
- (6) この取引に係る利用限度額の変更に関しては、銀行から書面により通知するものとします。

第5条（貸越利率）

- (1) 当初の貸越利率は、「契約内容確認書」記載のとおりとします。銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、1 ヶ月以上の余裕をもって変更内容の書面による通知または銀行本支店による掲示により、貸越利率を相当の範囲で変更することができるものとします。
- (2) 本契約による当座貸越元金に対する利息は付利単位を100円とし、前回返済日から当該返済日の前日までの当座貸越元金に対して、銀行所定の利率・計算方法により算出するものとします。
- (3) 銀行は、基準を満たす借主に対して、貸越利率を通常利率より引き下げた利率を適用することができるものとします。ただし、銀行は借主に通知することなくいつでもその通常利率より引き下げた利率の適用を中止しまたは引き下げ幅を変更することができるものとします。

第6条（遅延損害金）

当初の遅延損害金の割合は、年19.0%（1年を365日とする日割計算）とします。銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより遅延損害金の割合を相当の範囲で変更することができるものとします。この変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第7条（約定返済等）

- (1) 借主は、毎月5日（以下、「約定返済日」といいます。）（銀行休業日の場合は翌営業日）に前月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）現在の借入残高に応じて返済指定口座より自動引落します。ただし、前月5日の翌日以降に新規借入があった場合は、前月5日時点の借入残高と前月末日時点の借入残高を比較して多い残高に応じて次のとおり自動引落します。

	5千円以下	前月5日現在の借入残高全額
5千円超 10万円以下		5,000円
10万円超 50万円以下		10,000円
50万円超100万円以下		20,000円
100万円超200万円以下		30,000円

- (2) 前月の約定返済日の翌日以降に第4項に定める任意返済があった場合、前月の約定返済日現在の借入残高により定められた約定返済金額と、前月の約定返済日の翌日以降当月の約定返済日までの最も少ない借入残高と比較し、いずれか低い金額が約定返済金額となります。
- (3) 「約定返済方法」は、以下の方法とします。

借主が約定返済日までに約定返済金額以上の金銭を返済用預金口座に入金し、約定返済日に口座振替により約定返済に充当します。この場合、銀行は、普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず返済用預金口座から約定返済金額を払戻しのうえ、本債務の返済に充当するものとします。また、約定返済期日の返済処理時点における返済用預金口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合、銀行はその一部返済にあてる取扱いをせず、返済額全額の返済が遅延することになります。

- (4) 借主は、前項に規定する約定返済方法のほか、直接銀行口座開設店窓口で借入残高の範囲でローン口座に直接入金する方法または『しがぎん』ダイレクトで随時返済できるものとします。

第8条（自動融資）

- (1) 借主が返済用預金口座を指定し、かつ、銀行所定の手続きを行っている場合、返済用預金口座が銀行所定の口座振替契約による出金のため資金不足となったときは、契約極度額の範囲内でその不足相当額をローン専用口座から自動的に出金し、返済用預金口座に入金するものとします。（以下この手続きを「自動融資」といいます。）この際、キャッシュカードの提示または銀行所定の請求書の提出は不要とします。
- (2) 返済用預金口座に総合口座取引規定に基づく当座貸越契約がある場合、自動融資による当座貸越は、総合口座取引規定に基づく当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとします。

- (3) 返済用預金口座に対して同日に複数件の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれかの口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任意とします。

第8条の2（表明保証）

- (1) 借主は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第9条（期限の利益喪失事由）

- (1) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の通知催告がなくても、借主は本債務全額について当然に期限の利益を失い、第7条に定める返済方法によらず直ちに本債務全額を返済するものとします。
- ① 支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 借主の預金その他銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または、差押の命令の通知が發送されたとき。
 - ④ 本債務に限らず、銀行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき、または期限の利益を喪失したとき。
 - ⑤ 借主が保証会社と締結した「保証委託約款」に基づき、保証会社から保証中止または解約の申し出があったとき。
 - ⑥ 銀行に差し入れた書面に虚偽の記載があり、または、虚偽の申告があったことが判明したとき。
 - ⑦ 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって借主の所在が銀行にとって不明となったとき。

- ⑧ 借主が銀行に開設した預金口座について、当該預金口座に係る預金規定の解約事由が発生し、銀行が預金取引の停止または預金口座の解約の通知を発信したとき。
- (2) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、借主は本債務全額について期限の利益を失い、第7条に定める返済方法によらず直ちに本債務全額を返済するものとします。
- ① 銀行または保証会社が借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じる恐れがあると認めたとき
- ② 借主が本規定に違反したとき
- ③ 借主が、暴力団員等もしくは前条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合
- (3) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
- (4) 第2項第3号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合でも、銀行は責任を負いません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第10条（新規借入の停止）

- (1) 第9条第2項各号に定める事由が生じたとき銀行は契約期間中であっても通知・催告等なしに新規借入を停止することができるものとします。
- (2) 前項により新規借入が停止された場合であっても、借主は本債務を第7条に定める返済方法により返済するものとします。

第11条（本契約の終了）

以下に定める事由が発生した場合、本契約は当然に終了するものとします。ただし、銀行が認めた場合はこの限りではありません。

- ① 契約期間が満了したとき
- ② 借主が本債務全額について期限の利益を喪失したとき
- ③ 借主が本債務を完済した日より1年以上新たな借入をしなかったとき

第12条（銀行による相殺）

- (1) 銀行は、本債務のうち約定返済期日が到来したもの、または第9条の定めに従って返済しなければならない本債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- (2) 前項により銀行が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により、1年を365日として日割で計算します。

第13条（借主による相殺）

- (1) 借主は本債務と、弁済期にある借主の預金その他銀行に対する債権とを、本債務の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。
- (2) 前項により借主が相殺する場合、相殺計算をする日の3営業日前までに銀行へ書面により相殺通知をするものとし、預金その他の債権証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- (3) 本条第1項によって相殺する場合は、債権債務の利息および遅延損害金の計算期間は、相殺実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによるものとします。

第14条（債務の返済等にあてる順序）

- (1) 銀行が第12条により相殺する場合に、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は適当と認める順序方法により充当し、これを借主に書面をもって通知するものとします。この場合借主はその充当に対して異議を述べることができないものとします。
- (2) 借主から返済または相殺をする場合に、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は銀行に対する通知をもって充当の方法を指定することができるものとします。
なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行は借主に対する書面による通知をもって銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
- (3) 借主による前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無等を考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- (4) 本条第2項のなお書または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものと、銀行は充当の順序方法を指定することができるものとします。

第15条（債権の譲渡）

銀行が本規定に基づく債権を他に譲渡した場合、借主は、銀行から債権譲渡の通知を受けるまでは銀行を債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は、譲受人を債権者として債務を支払います。

第16条（本人確認方法）

- (1) 契約または届出・契約事項の変更、解約等の手続きを行うときは、借主は銀行所定の書面に署名するとともに、銀行所定の本人確認資料を提示するものとします。ただし、銀行に他の取引に関して届け出た印鑑がある場合は、銀行所定の手続きに限り、本人確認資料の提示に代えて、銀行所定の書面に届出印鑑を押印することにより取引を行うこともできるものとします。
- (2) 電話その他の方法により手続きを行う場合、キャッシュカードの暗証番号、その他事項の入力、聴取等により本人確認を行うことができるものとします。

第17条（届出事項）

- (1) 氏名、住所、印鑑、電話番号等その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀

行に書面または電話等で届け出るものとします。この届出前に生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

- (2) 前項の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
- (3) 借主が本契約の申込時に「返済用預金口座」として指定した預金口座のキャッシュカードを失った場合には、借主は直ちに書面または電話等で届け出るものとします。この届出を受けたときは、銀行は直ちに当座貸越停止の措置を講じるものとします。この届出の前に、電話等による通知があった場合にも同様とします。

この電話等による通知または届出の前に生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

- (4) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に銀行に届け出るものとします。
- ④前記①から③までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に銀行に届け出るものとします。
- ⑤前記①から④までの届出前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第18条（住民票等の取得同意）

債権保全等の理由で銀行が必要と認めた場合、借主は銀行が借主の住民票の写し等を取得することに同意します。

第19条（費用負担）

本契約に基づく諸取引に関して権利の行使もしくは保全に要した費用（消費税を含みます。）は借主が負担するものとします。銀行は、返済用預金口座またはローン専用口座からキャッシュカード・普通預金・総合口座通帳および払戻請求書によらず引落しのうえ、その支払いに充当するものとします。

第20条（管理・回収業務の委託）

銀行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、本債務の管理・回収業務を委託できるものとします。

第21条（準用）

キャッシュカードおよび利用可能な現金自動預入支払機等の取扱いについては、本規定に定めのないものについては、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定によるものとします。

第22条（危険負担、免責条項等）

- (1) 事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって約定書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の帳簿、伝票、電磁記録等に基づいて債務を弁済するものとします。なお、銀行が請求した場合には、借主は代わりの約定書等を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。
- (2) 銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第23条（信用保証）

借主は、銀行が借主の保証委託に基づき保証会社と連帯保証契約を締結するに際し、次のとおり約定します。

- (1) 銀行が、連帯保証契約に基づき保証会社から代位弁済を受けた場合、本契約に基づく銀行の債権（代位弁済相当額）は保証会社が当然に代位取得します。
- (2) 代位弁済金により銀行が債権を回収できなかった場合または、代位弁済金が債権全額に満たなかった場合には、銀行から請求があり次第直ちに残額を支払います。

第24条（本規定等の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第25条（合意管轄）

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店または保証会社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第26条（サービスの終了）

当行は、金融情勢その他の状況の変化によりサービス継続が難しいと認められる場合、本サービスの全部または一部を終了することがあります。この場合、当行は、緊急の場合を除き、相当期間前から、終了するサービス内容および終了時期を当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表します。

(2020年4月1日現在)